

日本血栓止血学会認定技師制度規則

第1章 総則

第1条（施行）

日本血栓止血学会（以下、本会）は、日本血栓止血学会認定技師制度（以下、本制度）を施行する。

第2条（目的）

本制度は、血栓性疾患、出血性疾患およびその基礎となる疾患や病態（以下、血栓止血異常症）の臨床検査の経験を有し、血栓止血領域の、

1. 検査検体の正しい取り扱いができる。
2. 検査結果を解釈し適切な対応ができる。
3. 検査および結果に関する助言ができる。
4. 検査学教育に積極的に取り組むことができる。

以上の条件を満たす臨床検査技師を養成することにより、正確な検査結果を提供するとともに、専門的な知識と技術をもって血栓止血異常症の診療に貢献することを本制度の目的とする。

第2章 日本血栓止血学会認定医・認定技師制度委員会

第3条（設置）

本制度の運営のため、日本血栓止血学会認定医・認定技師制度委員会（以下、委員会）を設ける。

第4条（業務）

委員会は、第2条に掲げる目的を遂行するために必要な事項を所掌し、日本血栓止血学会認定技師（以下、血栓止血認定技師）

（Board Certified Laboratory Scientist Member of the Japanese Society on Thrombosis and Hemostasis）の認定業務を行う。

2. 血栓止血認定技師の資格認定要件の策定および学会ホームページへの公開を行う。

第5条（構成）

委員会は、委員長、副委員長各1名、委員十数名をもって構成する。

2. 委員会には、担当理事1名を置く。
3. 委員は、本会代議員の中から委嘱される。
4. 委員長、副委員長および担当理事は、本会理事会の議を経て理事長が委嘱する。
5. 委員は、委員長が推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
6. 委員長、副委員長および委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
7. 委員長が必要と認める時は、委員以外の者の委員会出席を求めることができる。
8. 委員長は、認定業務の実務を行なうため、委員会内に5名程度の委員によって構成する小委員会を設けることができる。

第3章 日本血栓止血学会認定技師

第6条（申請資格）

血栓止血認定技師の申請を行う者は、以下のすべての条件を満たしていなければならない。

- 1) 日本国の臨床検査技師免許証を有していること。
- 2) 申請時点で本会の会員歴が3年以上であり、年会費を全納していること。
- 3) 所属施設において組織的、系統的に血栓止血領域の検査歴3年と他の検査歴を含めて通算5年以上の検査業務を経験、または血栓止血領域の教育・研究に5年以上従事していること。
- 4) 本会代議員であること。あるいは本会代議員でない場合は細則に定める十分な業績があること。

第7条（申請方法）

血栓止血認定技師の認定を希望する者は、別に定める細則に従い、申請書類を委員会に提出するとともに、規定の申請料を支払うものとする。

2. 申請の期間は、毎年9月1日より11月末日までとする。

第8条（認定）

委員会は、毎年1回申請書類の審査を行い、認定予定者を理事会に推薦する。

2. 理事長は、理事会の承認が得られた者に対し、血栓止血認定技師認定証を交付する。
3. 認定期日は、承認された理事会の翌年度の4月1日とする。
4. 認定期間は、5年間とし、認定更新の審査を経なければ、引き続いて血栓止血認定技師を呼称することはできない。

第9条（更新の条件）

血栓止血認定技師の更新を希望する者は、以下のすべての条件を満たしていなければならない。

- 1) 申請時において、血栓止血認定技師であること。
- 2) 認定技師取得後から申請時までの期間に細則に定める十分な業績があること。

第10条（更新の申請）

血栓止血認定技師の更新を希望する者は、別に定める細則に従い、申請書類を委員会に提出するとともに、規定の申請料を支払うものとする。

2. 更新申請の期間は、認定最終年の毎年9月1日より11月末日までとする。

第11条（更新認定）

委員会は、第9条に定める条件を満たす更新認定申請者に対して、認定更新申請書類の審査を行い、認定更新予定者を理事会に報告する。

2. 理事長は、理事会の承認が得られた者に対し、血栓止血認定技師の更新認定証を交付する。

第12条（資格の喪失） 血栓止血認定技師は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 1) 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。

- 2) 学会会員の資格を喪失したとき。
- 3) 申請書類に虚偽が認められたとき。
- 4) 所定の期限までに認定更新を申請しなかったとき。
- 5) 本会定款第 10 条によって本会を除名されたとき。

第 4 章 補則

第 1 3 条 (細則)

この規則に規定するものの他、本制度の運営についての必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

第 1 4 条 (規則の施行、改廃)

この規則の改廃の委員会の議を経て、理事会で決定する。

附則

この規則は、2026 年 8 月 1 日から施行する。